職員給与等調查特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年1月12日(火) 10時00分開会 11時42分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長:中島里司 副委員長:川上 均

委 員:山下清美、鈴木孝寿、奥秋康子、加来良明

議 長:桜井崇裕

- 4 事務局 事務局長:田本尚彦、次長:宇都宮 学
- 5 参考人 自治労清水町役場職員組合 執行委員長 細川多太志、書記次長 岡田裕二 組織部長 本間裕美、特別執行委員 浅野和幸
- 6 議 件
 - (1) 職員給与等の算定等について
 - (2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

【開会10:00 閉会11:42】令和3年1月12日

委員長(中島里司):新年が明け正月気分も残る中、特別委員会 5 回目の開会をさせていただく。 前回 11 月 20 日の委員会において、執行側の説明に対して関係者の説明も確認したいと のことで、年明け忙しいところ組合執行役員に参考人として同席いただき感謝したい。 これから会議を開会したい。

(委員長から参考人に対して会議の進行方法を説明、4名の執行委員に自己紹介してもらう。)

(1) 職員給与等の算定等について

委員長:早速、本件に係る経過について組合役員から説明を受けたい。よろしくお願いする。 参考人。

参考人(自治労清水町役場職員組合):これまでの組合としての経緯について報告したい。

組合としてこの事案を知ったのは、令和2年9月3日である。該当職員から令和元年8月に総務課給与担当者へ初任給の算定についての疑義があり、確認したところ最初は毎違いないと回答されていた。令和2年7月に再度法的根拠を調べ、資料を提出し確認したところ、初任給の給与決定に誤りがあったこと。9月3日までに該当職員6名に対して、令和2年7月まで遡及すると説明があったことを確認した。

その後組合が総務課給与担当者への事実確認を行った後、9月14日に該当者と組合 役員同席のもと、事の経緯と今後の対応についての説明を受け、翌9月15日に損害額 の提示など5項目の要求書を提出した。10月8日に団体交渉、12月21日に2回目 の要求書を提出している。

組合としては一貫して該当職員に対しての被害額の全額補償を求めているが、当局側は人事院規則の運用について認識していないにも関わらず、人事院規則の運用については準じて取り扱うことができることを適用しないことを、その都度、採用の都度決裁により決定していると判断することができるため、過去の初任給決定号俸に違法性はなく、誤りはないとしており、全くもって納得できるものではない。

また、適用する必要性を認識し、次期新規採用者から適用するという行為に出たこと自体についても、本来適用すべきだったことの意思表示の表れであると思っている。

当組合は組合員の労働環境や暮らし、生活を守るために活動している。組合員には守るべき大切な家族や子どももいる。遡って支給されることは当然の権利であり、生涯賃金にも大きく関わることであり、粘り強く当局側と交渉を続けていく予定でいる。

委員長:ありがとうございます。今、参考人から説明頂いたが、それらを含めて質疑に入りたい。 川上委員。

川上委員:まず1点目、事の発端が令和元年8月13日、今の説明では組合が知ったのは令和2年9月3日ということで、当時の令和元年8月13日以降の部分では組合には相談はなかったのか。

委員長:書記次長。

書記次長:その時に初めて知った。

委員長:川上委員。

川上委員:今説明の中で、実際に9月3日に知ったということで、その中で対象6名への説明が 9月1日からその前にあったということで、対象者6名へ、その時は個々に対して説明 があったと思うが、どのような内容か承知していたら教えてほしい。

委員長:参考人。

参考人:該当者の皆から話を聞いたところでは、給料の決定に誤りがあったことが分かった。そこで町の規定では将来に向かって訂正することができるので、将来に向かって訂正したい。本来9月2日・3日の説明だったが、7月にこの事案が分かったので7月に遡って訂正しようという説明があったようだ。

委員長:川上委員。

川上委員:7月に遡ってということについてはこれまでも執行側からも説明があった。特に昇給 をいつにするとかの話はあったか。

委員長:参考人。

参考人: その、個々に説明を受けた中では、通常通り1月1日付けで昇給したい。それまでの分は時間外手当等で問題ないように、迷惑かけないようにするからと説明があったと6名は言っている。

委員長:川上委員。

川上委員:その後、私たちも聞いているのは9月17日の決算委員会の最後、私も質疑したが、 その時点では確か誤りであったという判断を私たちも聞いていたので、決算の不認定と いうことになったけれど、その後9月18日付けの貰った資料の中では、決定書で在職 者調整で進めるということを聞いたので、今話があった7月に遡った中の時間外手当等 の支払いの仕方というのとは、またちょっと矛盾した決定になっていると思うが、そこ ら辺について職員、又は、組合に対する説明というのはあったか。

委員長:参考人。

参考人:団体交渉においてその辺は質問したが、事情が変わったという説明だった。

委員長:川上委員。

川上委員:事情が変わったというのが先ほどのような解釈の違いということだと思うが。その時点で組合として、窓口としては組合として交渉していると確認してよいか。

委員長:参考人。

参考人:総務課と本人が直接やり取りするのではなく、6人の該当者が居るので組合を通して やっていただきたいと申し出ている。

委員長:川上委員。

川上委員:ではその後、特に職員個人に対しての働きかけは無かったということで、組合として もそのように承知しているか。確認したい。

ただ、ちょっと後で聞いた話だが、何か個人に対して町長からの話があったということ も聞いているが、それは聞いてないということでよいか。

委員長:参考人。

参考人:要求書第2回目を提出している中で、こちらの方から述べている中では、1名から報告

があった。町長から町長室に呼ばれたということが実際にあった。これについては不当 労働行為であるうえに、明確なパワハラ行為だということで強く抗議しているところ。

委員長:川上委員。

川上委員:了解した。9月18日以降ちょっと状況が変わったということだが、組合としてはそこら辺どのように解釈、判断しているのか。どこに問題があるのか。聞かせてほしい。8月28日の時の組合に対する要求書の答えも含めて、いわゆる誤りであったということで最初は説明があった。議会に対しても最初誤りがあったとの説明だったけれども、9月18日以降誤りでなかったという判断に理事者側が変わったということ。それは私たちも議会での説明を聞いているが、組合としてはこの変わったことに対する考え方についての組合としての考え方を教えていただきたい。

委員長:参考人。

参考人:8月28日の決裁内容をもって9月14日に職員組合と対象者6名で説明を受けている。 給料が間違いであったと。過去に遡ってお支払いすると明確にその時は話しており、けれども時効とかいろんな問題があるのでこれから協議していこうというところで話を受けている。その後9月18日付けの決裁で間違いは無かったと。これは間違いではないし在職者調整であったのだと。これが我々に説明・回答があったのが9月28日。それまで一切我々には、こういうふうに解釈を変えたからという説明がなかった。これについては我々もそうだが、該当者6名もかなり不信感、なぜこのように話がころころ変わるのかということで、誠に不誠実な対応であったと言わざるを得ない状況。

委員長:他に質疑は無いか。鈴木委員。

鈴木委員:さっきとんでもない話が一つ。何となく噂では聞いていたが、一人だけ町長室に呼ばれて、それは組合として抗議したということで。私は組合活動をしたことはないが、本来、組合と交渉している最中に個別に呼び出してやるなどということはあるのでしょうかと言いたいが、間違いなく有ったということで確認させていただきたい。

委員長:参考人。

参考人:直接町長室に呼ばれた本人から報告があった。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:不当労働行為ということぐらいは知っているが、普通あり得ない。個別攻撃だからこれはハラスメント事案にも当然なることなので、これについてはちょっと理事者側にも確認しなければならない事案かと思う。ちょっとこれは大問題だと思うので。大問題というか、知らなかったのだろうけれど。ちょっと考えられない。

違う質問に移る。組合側は9月3日に知って、6名該当者が居るということで組合側が交渉に当たるとのこと。その中で、個別でその間理事者側と、若しくは総務課と打ち合わせをしていたことはあったのか。組合が入る前はどのような交渉だったのか。交渉があったのかどうか聞きたい。

委員長:参考人。

参考人:該当職員に説明があってからすぐに組合に相談があり、その間の本人と総務課との説明 は無かったと思う。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:その後6名の方々と理事者が、また組合が入りながら、例えば正式ではなくても下打

ち合わせのようなことも有ったか無かったか聞きたい。

委員長:参考人。

参考人:組合に相談があって、組合を通してほしいという申し出をした以降については組合が窓口となって本人たちに伝えている状況。団体交渉には当該職員も参加した。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:私が何人か個別に調査した中では、当初支払いの中では時間外等で対応するという話 もあったというふうに聞いているが、それは組合のほうで把握しているか。それは事実 か。

委員長:参考人。

参考人: 当時そのように聞いていた。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:前にも理事者側が来た時に、8月28日に決裁を上げ、そして9月18日に、どう考えても話の中ではどうも日程的に合わないなという、非常に違和感を持っていたが、それらについてはどういうふうに。例えば交渉するといった前にはもう既に決まっていたとか、9月3日にやることになっていて、そこで色々打ち合わせというか、団体交渉若しくは団体交渉の手前ぐらいまでは打ち合わせ交渉をしていたと、話し合いをしていたと思うが、8月28日に決裁が回っていたとか、9月18日に訂正ではないが考え方を少し変更したとか、そんな変遷を繰り返していくというのは、さっきちょっと質問もあったかも知れないが、それをどのように感じていたか。不信感とさっき有ったが、変遷していく流れについては組合としてはどの様に捉えているのか聞きたい。

委員長:参考人。

参考人:思ったというところで行くと、後付けだなというふうに思った。後から付け加えて事を 修正していっているので、つじつまが合わないところもあるし、その辺は不誠実な対応 だったと考えている。

委員長:他に質疑を受けたい。加来委員。

加来委員: 先ほど1人の職員が町長と直接話し合いをしたということだが、その内容は給与についてのことかそれとも職務上のことか。

委員長:参考人。

参考人: 今回の給料問題についての内容で、支払うことはできないというような話があったと聞いている。

委員長:加来委員。

加来委員:支払うことができないとはっきり、そのような町長からの話があったということで間 違いないか。

委員長:参考人。

参考人:そのとおりである。

委員長:加来委員。

加来委員:これまで協議されてきて、最後に組合と協議したのはいつごろか。

委員長:参考人。

参考人:団体交渉をしている。9月15日に1回目の要求書を提出した内容に基づいて、9月2 8日に回答があった。全額給料を支払ってほしいという旨の内容に、全く応じることが できないと、9月18日付け決裁に基づいた内容で回答があり、これについての団体交 渉を10月8日にしている。それ以降は無い。

委員長:加来委員。

加来委員: それ以降無いということだが、協議・交渉を執行側には求めているのか。執行側の対応はどうなのか。

委員長:参考人。

参考人:10月8日の団体交渉の内容結果を受け、更にこの日の交渉の中では回答できない部分があった。関係機関にこの件の違法性がないかを協議中で、その結果がずっと遅れて、その回答が来たのが10月28日。最終的には、別な機関に確認した結果は違法性がないと判断したという決定の内容だが、これに基づいて組合が2回目の要求書を提出する予定だったが、コロナの問題等色々あって、12月21日に2回目の要求書を提出している。その回答については12月29日に受けている。

委員長:加来委員。

加来委員:その回答というのは書面か、口頭か。

委員長:参考人。

参考人:書面で頂いている。

委員長:加来委員。

加来委員: その書面でもらった回答書以降に協議をしようということは、執行側とか、また、組 合側から要望したりはしていないのか。

委員長:参考人。

参考人:回答を頂いたのが12月29日。私たちまだ執行委員会も開けていない状況だが、この 回答書をもって再度団体交渉をするか、または改めて協議をするか、これから考えてい きたいと思っている。

委員長:加来委員。

加来委員:それでは今後も協議をしていきたいということが原則的な、執行役員達の意向か。

委員長:参考人。 参考人:その通り。

委員長:加来委員。

加来委員:今後の選択肢として法的に訴えるとか、公平委員に相談するとか、職務のことについては町の組織にある公平委員とか、そういうところに相談していくとか、というようなことは協議されたりはしていないか。

委員長:参考人。

参考人:かなりそこら辺になるとシビアなところでもあるので、該当者6名とこれからじっくり 話しながら進めたいと思っていて、今のところそのような予定はない。

委員長:次の質疑を受ける。川上委員。

川上委員:今回の一連の件について、私たちは給与の決定の誤りと判断しているが、組合として は一連の流れで何処に問題があったと認識しているか教えていただきたい。

委員長:参考人。

参考人:問題点というと、当初は当局側が誤りを認めていたので、後は何年遡れるかという交渉 だと思っていたが、9月18日付けでがらっと変わって誤りは無いということで、一番 最初の議論に今戻っている。誤りが有ったか無かったかというところ。専門学校2年卒を短大卒として扱うことができるという人事院規則は、できるかできないかという部分で今当局とも話しているが、当局は一貫してできるという規定なのでできないこともあり得ると。今までやって来なかったのだからできないと解釈してきたと考えられるとか、そういう言い方をされている。職員組合としてはそれを知らなかったのであれば、知らなかった瑕疵があったのではないか。誤りを認めてほしいというところの、一番最初の入り口でつまづいている状況。ここから先に進まないことには何も今、払うのがゼロかどうかという部分である。そこが一番の問題であると思っている。

委員長:川上委員。

川上委員:今後組合としても6人と協議しながら交渉を続けていくということだが、当事者、当 局側の態度としては誠意を持って対応するということでこの間話されているが、その辺 について組合としてはどの様に判断しているか。

委員長:参考人。

特別執行委員: 誠意を持って対応すると、ずっと一貫して言われているが、全く誠意は感じていない。

委員長:他に質疑、奥秋委員。

奥秋委員:この問題について今後も協議を続けるというお話だが、その中で、誤った部分というのは何年遡って払ってもらえるかということも先ほど話されたと思うが、町の人事院規則の中で、28条に謳っている文言について、それぞれ見識のある方々なのでどのように解釈したらよいのか教えていただきたい。

委員長:答弁を求める。参考人。

参考人:給料を決定するといった規定があり、その中に将来に向かって訂正することができる、 給料の号俸。過去に向かっては修正できないことになっている。なので過去という話に なると、言い方は悪いかもしれないが賠償問題と思う。給料条例とは別だと考えている。

委員長: 奥秋委員。

奥秋委員:過去の分は賠償金として支払って貰えるというように受け止めてよいか。過去の損害 は。

委員長:参考人。

参考人:そのように我々は認識している。

委員長: 奥秋委員。

奥秋委員:人事院規則の中で解釈の仕方もあると思うが、本来ならばずっと過去まで遡ってもらいたいという考えか。6人の方は。

委員長:参考人。

参考人:該当者6名の思いは過去まで遡りということで、一番長い方で20年ぐらいある。基本 はやはり遡っていただきたい。その中で、先ほど話した当局が最初話していた時効とか いろいろ協議しようというところも断たれている状況。全く瑕疵が無いということでゼ ロという考えを当局は持っているようである。

委員長:他に質疑は。川上委員。

川上委員:今の話の続きになると思うが、確かに過去に遡っての条例上の規定はない。将来に向かってということであれば、私も前から言っているが、今後の特昇等の制度を利用して、

枠があると思う。自分がいたときは6年で1回全体の職員が昇給できるという特別枠があるはずで、そういった制度を利用すれば過去には遡れないけれども、今後に向けて補償していくという制度の活用もできると思う。そこら辺の対応は組合としても要求はしているのか。

委員長:参考人。

参考人:組合としてはしていない。あくまで、将来に向かってといっても退職する者もいるかも 知れない。やはり今時点でしっかり補償してほしいとの考えのもと、過去に遡ってとい う考えが基本。

委員長:川上委員。

川上委員: ただ今後どちらにしても進展がない場合は、そのような方法も取りながら何とか解決 に向けて進めていく方法もあると思うが、そこら辺は柔軟な対応、考え方というのは組 合としてはまだ持っていないということか。

委員長:参考人。

参考人: 当局からそのような案がもし出されたのなら該当者6名とともに検討していきたいと考えている。

委員長:他に質疑は無いか。加来委員。

加来委員:組合として人事院規則の運用について、過去それを適用してこなかった要因、原因について調査等をしたことはあるか。

委員長:参考人

参考人:組合としては無い。

委員長:加来委員。

加来委員: 先ほどの説明の中にも運用を適用できる、できないという説明も受けたという話だったが、組合としてはこの人事院規則の運用については。どのように考えているのか。

委員長:参考人。

参考人: 運用することができるという規定である。できないのであればできないなりの正式な決 裁が必要だと考えている。それがない以上、調査はしていないが当時の担当者数名には 知っているかどうかの事実を確認したが、知らなかったということだったので、これは 知らないでできる規定を運用していなかったという解釈でいる。

委員長:他に質疑は無いか。鈴木委員。

鈴木委員:もう一回最後に確認したい。今回何かこじれている。その原因とするのは最初の交渉の時に、できるだけこんな不幸なことは是正していきたいという話から、その次の段階ではいきなり変わったというのが、先ほど不信感という話だったが、こじれる原因は多分ここなのかなと思う。最初やるよと言いながら、できない理由を探しながらやって、今自分たちはどちらの立場でもなく話をするが、どうも一度言った言葉を次変わったとあるように、最初と2番目の対応がまるっきり違ったということで、現実的にこじれているのはそこかなと思うが、その辺どの様に、そのような形でこじれている、難航しているという表現で間違いないか。

委員長:答弁を求める。参考人。

参考人: そういう考えで間違いない。 委員長: 他に質疑は無いか。山下委員。 山下委員:特別委員会ということで、こういう形で調査させていただいているが、最初の格付けの中で、高卒ということで皆さんが採用され、それが短大卒で格付けされるべきでなかったかという話だったが、当初6名は試験、採用するに当たってどのような気持ちで採用されたかということまでは組合で把握されていないか。

委員長:参考人。

参考人: もちろん専門学校卒業しているということで、そう思っていたと思うが、自分の給料を 条例を見ながらちゃんと貰えているのかというところまで調べるには至っていなかった ようだ。今の町の給与規定は、誰が計算してもちゃんとしっかりした給料は出ない。と いうのは内部規定があり、経験年数換算表で1年行っていれば1年という10割換算を するところを、2割5分換算になっている。これは条例、規定をネットで調べても出て こないが、給料の担当者しか持っていないもの。そういった事実がある以上、計算を自 分でしようと思ってもできないと思う。できない。

委員長:山下委員。

山下委員:条例とか規則というのは、難しくて中々それぞれ全員が承知するというのは難しいが、 役場に入った時に皆さん勉強してきているので、そういった部分がある程度加算される のではないかという認識でいたのか、高卒のままの格付けになってしまうのではとの認 識でいたのか、そこら辺の6名の認識は把握されているか。

委員長:参考人

参考人:職員の中には他町の同期で入った職員と比べて低いなと考えていたところはあったけれ ども、自分の給料が合っているか合っていないかというところまでは考えが至っていな かったと聞いている。

委員長:奥秋委員。

奥秋委員:専門学校を卒業した者は、その専門学校の技術を生かした職種に6人とも就いている ということで、技術を習得した者が事務的な仕事をしているとかということではなくて、 必ずその職種を生かした職場についているかどうかを確認したい。

委員長:参考人。

参考人:専門学校で特殊な技術を習得する者もあるかも知れないが、公務員試験を受けて面接を 経て採用されている。大学生も高校生も専門学校生も。なのでそこの技術の習得が生か されているかどうかについては分からない。違うと思う。

委員長:現実に採用されたときに、自分の初任給はどういうルールで決められているのかということは、採用時点で職員が把握できるわけがない。まだ部外者である。そういう中で今までの経過の話を聞くと、採用を受けた人がこういう給料を計算でこうなっているということを分かっているかといったら、いないと思う。採用条件が高卒など学歴がある程度指定されている。それは最低条件がクリアされていれば、そういう採用を受ける条件に含まれている。けれど、採用時点では経験とか専門学校等の経歴を、今はちゃんと認められている。だが、本人、採用を受ける側が当初からそれはおかしいと言える人はいないと思う。だから今回もたまたま、きっかけは友達というか、同じような経験を持った、同じ学校なのか、そういう人と比較しておかしいというのがきっかけだろう。そういうことからいくと採用時点ではそこまで、採用になって給料いくらというのは無い、役所だから。企業であればある程度そういうのもあるからいいなとか何とか。役所は

ルールに則ってやっているという認識だから、今話のあった採用時点の受ける側の認識としては給与に不満は当時持っていなかったと思う。不満が無いということは知らないということ。認識がないから何ら疑問を持たなかった。そういう認識で今回気が付いて、今色々話を聞いていても、きっかけになった時点で何かどちらかとではないが、もう少し慎重に信頼関係を損なわないような話し合いの方法があったのではないか。これは執行側も組合側もそうだという思いがする。信頼関係を何とか挽回する手立てを、今現状では組合では考えられないかもしれないが、何か考えられるような、こうだったらというものがあるとしたらお答えいただけないか。同じ職場だから信頼関係をもって頑張ってもらいたいという思いがある。妥協ではなく、方法としてもう少しこうしてもらいたいとの相手への思いがあれば一言いただきたい。参考人。

参考人:委員長お話の通り、当初9月2日・3日当たりに、6名を小出しに個別に呼び出して、言い方悪いが何か事が大きくならないようにしようとの動きがあったのではとの思いがある。この段階ですぐ職員組合なりに、こういう事実があったということで話が来ていれば、何かもっと違う方法があったのではないかなというふうに、執行委員の中では話があった。ここまで事が大きくなってしまうと、中々終息が付かない。それでも我々が必ず要求書で言葉にしているのが、誠意ある丁寧な説明が欲しいということを伝えている。納得できる説明が欲しいと。納得できる説明で払えないというのなら、我々も引こうかという思いはある。法令上だめだとか、そういうものがあれば折れようかという話もあったが、やはり今のところない。法令上こういう理由で支払うことができないということは明確には伝えられていないし、やはり納得できていない。どうして払ってくれないのだというところに対しての回答がない。

委員長:今の答えで、お互い努力している部分はあるという思いで聞いておきたい。

他に無ければ、組合役員の方々からの意見聴取は終わらせていただいてよいか。特に 組合の方々から話すことは無いか。

委員に伺う、これで参考人に退席していただいてよいか。

(「はい」との声あり。)

委員長:正月明けで忙しいところ、色々な問題を組合は絶えず抱えていると思うが、そういう中で約1時間にわたり当委員会に参考人として出席いただいたことを改めてお礼申し上げ、今後、職員、組合員のためにも皆さんの英知を出して、職場づくりに尽力頂けるようにご期待申し上げ、意見聴取を終了する。 休憩する。

【休憩 10:55】 【再開 11:08】

委員長:休憩前に引き続き会議を開く。

休憩中に加来委員から聞き取り対象者ということで年度が入っている部分について取り扱いを慎重にとのお話があった。資料については会議の後事務局で回収するか、当委員会内の中で慎重に取り扱っていただくなど、どういう取り扱いとすべきか。

加来委員。

- 加来委員:この資料としては聞き取りした内容について実績報告書等を作るときに当然出さなければならないことも出てくると思うので、資料としてはこのまま尊重し、氏名報告不可の人の年度だけを取り除いた資料にしていただければよいのでは。我々はその方の年度が分かったがここだけの話ということで確認すればよいのでは。
- 委員長:ただ今加来委員から取り扱いについてお話しいただいた。その通りの取り扱いでよろしいか。

(「はい」との声あり。)

- 委員長: そのようにさせていただく。次に聞き取りについて事務局長から内容等について報告を お願いする。事務局長。
- 事務局長(田本尚彦): 資料に基づいて説明させていただく。資料の一番表、前回と前々回の特別委員会の中で、関係する方々の聞き取り等を行っていくべきとのご意見の中で、まず、採用時に関わりのあった担当課長のご意見等をまずは電話で確認してみてほしいということであった。対応として6名の該当職員に対して3名の総務課長経験者があり、その方々に対して聞き取り前に説明として「特別委員会では、町がこれまで、専修学校を卒業した者に、基準学歴を高校卒に区分し、修業期間を前職換算して初任給決定をしてきたことについて、職員からの指摘を受け、7月1日から、人事院規則の運用に基づく修業年限2年以上の専門課程で、年間の履修時間が680時間以上ある者は、短大2年卒として扱うこととし、6名の職員の給与額を改めたことについて、制度運用の経緯等を調査しています。」と冒頭で説明した。そしてそれぞれに「職員のうち、あなたが担当した初任給決定の当時の認識について、この電話でお答えいただいてよろしいですか。」ということで、回答できる、できないの選択をしていただいた。回答できるということで内容を頂いた方、回答できないということで、その受け止め方などにご説明頂いた部分を後程報告させていただく。

聞き取りの内容としては、「人事院規則の運用の中で専修学校の卒業者が一定の要件を満たせば短大2卒として扱うことができる制度というのが今回焦点となっているが、これについて制度を知っていたかどうか。」という質問をしている。知っていたと回答した場合の質問を、2問目では「短大2卒の適用をしない事とした経緯を知っているか。」どうかその確認をする質問を準備した。また、今回の確認について参考人として委員会に出席できるかなど確認した。

実際の確認内容は、対象職員が1人該当した当時の総務課長では、制度を知っていたかどうか設問では、「当時そのような認識があったかどうか記憶があいまいで、どちらともお答えできない。取り扱うことができるという規定であれば、やることもできるしやらないこともできるので、以前からやらなかったのかなと思う。当時、制度を知っていたかどうかというと記憶があいまいで明確に答えられない。」というお話だった。「そういった内容のみになってしまうが、委員会の要請で参考人として出席してほしいとのことなら出席できるけれども、回答したことしか答えられず、余りメリットは無いと思うが、本人の口から委員会として聞きたいというのであれば、同じ答えになるが出席してもいい。しかし、今電話で答えた内容しかない。」とのことだった。

次に対象職員4名の決定当時の総務課長経験者については、短大2卒として扱うことができる制度があることを知っていたかどうかについては、知らなかったと。「制度の

認識はなかった。受けてきている試験は高卒の試験を受けてきているので、そういう認識がなかった。卒業証書はもらってくるが、結局短大卒と同じということは卒業証書を見ても分からない。」というようなお話をされた。今回のこの確認について、参考人として委員会に出席できるということだが、現在の職業の関係で日程が難しくて、出席できない場合もあるとのこと。この方についても出席しても今説明した内容のみの話ぐらいしかないとの話だった。

最後に職員採用1名に当時該当していた総務課長経験者で、初任給決定の当時の認識について、この電話でお答えいただいてよいかとの問いには、回答できないとのことだった。その状況として、「当時担当係長が事務を執っており、従来の方法に従って判断している給料の格付けに疑問は持たない。」これは前例の部分を踏襲して、そことの比較で誤りがないかという確認の意味合いと受け止めたが、そういった形で格付けに疑問は持たない。「発令について一覧の確認ぐらいしか分からない。」これは一覧にしたときに誤りがあるかどうか、他との比較をしてということだと思うが、そういったところで制度の認識等についてはちょっと回答はできないということだった。今回の確認については報告に留めて、自身の氏名報告等も勘弁してほしいとのことだった。

以上過去に採用時の総務課長経験の3者に聞き取りをした内容である。

委員長:今局長から聞き取りの結果について説明頂いた。こういう内容だったので、委員会として該当者に対して委員会への出席を求めていない。出席してもよいと言ってもらった方もいるが、電話と同じことしか言えないということだったので、出席は求めていない。 事務局と私の相談の中でそうさせていただいた。ご理解いただきたい。

ただ今の局長の説明に対して質疑はあるか。鈴木委員。

鈴木委員:これ以上でもこれ以外でもないと思うので、出席を求めることは必要ないと思う。 ちょっと確認したいのが、平成25年度から29年度の総務課長だった方の回答で、 「制度の認識はなかった。受けてきている試験は高卒の試験を受けてきているので、そ ういう認識がなかった。」で、卒業証書はもらう行為自体が何なのか、公務員試験の中 で。大卒なのか高卒なのか、それとも専門学校だったら今回専門学校の卒業証書をきっ と提出している。なぜそれが必要なのか。ちょっと疑問というか、そうなのだという。 分かる範囲で答えていただける方がいたら。

委員長:局長に分かる範囲で話していただければ。

事務局長:採用試験を受験される段階では、在学中の方が卒業見込みという形で試験の申し込みをして、受験をして採用側で採用決定をして来ていただくが、卒業見込みが卒業したかどうかの確認として卒業証書の写しを持ってきていただくという確認がこの部分かと思う。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:今まで専門学校生は全然認めてもいないのだから、これはもしかしたら高校の卒業証書でも良い訳である。でも専門学校というのは何か理由があるのか。専門学校というものがなぜここで必要なのか。高校卒業見込みは高校卒業証書の写しを提出、専門学校、短大、大卒と別れているけど、なぜここだけこうだったのか。専門学校は今までの流れで給料関係が分からないとか言っていながら、ここで卒業証書を取っている。そこは納得いかないというかよく分からないと思うのを意見として言っておく。

委員長:事務局長。

事務局長:専門学校卒の方を経験年数として在学期間を2年計算をするときの確認としては、実際にいたという確認になるので受けている。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:例えば高卒で2年間どこかで働いていて、という方も在職者調整はあるだろう。ということはどういう意味があるのかよく分からない。出すことによって違うのか、出さなくても2年間調整してくれるのか。専門学校に2年いたのか、一般企業で2年働いたのか、この違いがあるのか、違いなく在職者調整をするならなぜ卒業証書がいるのかよく分からない。

委員長:私が思うところ、試験を受ける前の条件を高卒という前提で募集を掛ける。国などでは 昔、初級、中級、上級というランクでいく。そういう条件を満たした人が試験を受け、 合格した方に対して卒業をしているかどうかという再確認をしている。そのため卒業証 書の写しを提出してもらっているというのが今の局長の説明。鈴木委員。

鈴木委員:それは分かっているけれど、給与に何も反映されないのなら、専門学校の卒業証書は 元々取る必要は無かった。年齢で分かる。試験を受けるときには高卒程度。1種、2種、 3種あって3種がそう。2種は大学・短大卒であると思うが、別に学歴をここ出なけれ ばならないというのは多分ないはず。卒業証書をもらうということは、まあでも清水は 多分4年で大学行っても4年民間に行っても給料同じだと思う。実はスタートが一緒な はず。初級で受けるか中級で受けるか。実はそういうのもあって、それでいけば専門学 校だけ取っても正直意味がない。短大であれば給料の反映短大資格になるけれど、とな ると実はそこにも落とし穴があるのかなと思ったりして。これは給与号俸などちゃんと 調べなければならないと思うが。そこを問題提起しておきたい。

委員長:事務局長。

事務局長:今、専門学校を卒業した者だけ卒業証書のコピーを取っているということではなく、 高卒も大卒も専門学校も学歴の内容に間違いがないか皆さんに出していただいている。 あと、必要な技術職であれば当然、必要な技術に対する資格の証明をするものも写しを 取って確認をすることとしている。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:言っていることは分かるが、専門学校卒業の方も高校卒業の証書でいいということだと。年齢では2年社会に出ていることになるから、多分2割5分の恩恵は受けることになる。ということは専門学校の証書は今までも不要だったはず。と、自分は考えてしまう。結局何にも反映されないなら必要はない。けれどまあそこは、これからの運用面と整合性をしっかりとっていただきたいと、どこかで出さないといけないかなと思う。

委員長:今の鈴木委員からのお話は意見として承ることにとどめたい。加来委員。

加来委員:このアンケート、知らなかったということがほとんどだが、ここでは分からない問題かもしれないが、役場の中でも課長職が交代するとき引き継ぎ書を作ると思う。そういった中にそこまで書かないのか。本来であれば引き継ぎ書の中に、最初の人事院規則の運用が出たときにこういうことを検討すべきとか、検討しなかったとか、最初の年に引き継ぎがあっても良いのかなと思うが。

委員長:事務局長。

事務局長:人事異動の際には当然引き継ぎ書を作成し、通常の業務として例規に書かれていて運用するような部分については書かないが、特筆して自分が関わっていた時に後々業務としてやるべきことは引き継ぎ書をもって次に対応するようにということは行う。ただ今回のこの制度の件については、言われている、できる・できないという解釈のところで、改正あるいは明確な表記の必要性が、どういうふうに判断されたのかというのもちょっと分からないので、引き継ぎ項目として上げる判断になるのかどうかという解釈が当時どうであったかというところまでは何とも言えない。

委員長:加来委員。

加来委員:引き継ぎ書は代々積み重ねているものか。それとも前任者と新任者だけのことで引き 継ぎ書は終わるのか。

委員長:事務局長。

事務局長:基本的には引き継ぎ書はその前任者とその後の着任者のやり取りになるので、前任者 が前々任者から引き継いだ内容については、当然消化されていない分は前任者が引き継 ぎ書として起こして、後任者に引き継ぐ形態になると思う。

委員長:他に。今の引継ぎの関係は、結局承知していれば引き継ぎ書の何らかの表記はできたが、 今回の聞き取りでは承知していないという部分で、疑問を何ら持たないで対応した。そ ういう意識の中では引き継ぎ書に表記することにはならないということも考えられる。 加来委員。

加来委員:ただ、この規則が出された段階まで遡れば、その時どういう協議して今後検討していくべきだという課題として、引き継ぎに載っていたか載っていないか、今回は運用しないけれど、今後について検討が必要だとかという引継ぎ事項があったのかないのか、確認できるのであればしたいが、前任者と着任者だけのやり取りの中に今回は入っていなかったということなので、確認できないということなので理解する。

委員長:川上委員。

川上委員:通常、私も役場に居たので、過去課長とか、係長までは無いが過去の課長の引継ぎというのは課によるのかも知れないが、歴代何年間か綴っているというのは前例はそれぞれあると思うが。

委員長: それはここで話すことができる人がいないので、そういう考え方もあるということで聞き置く。他に無いか。

(「なし」との声あり。)

委員長:無ければ次に移りたい。

(2) その他

委員長:その他に入りたい。今後の特別委員会の進め方について伺いたい。川上委員。

川上委員:今日組合からも来ていただき話を聞いた中では、まだ、今後も交渉が続くということ を認識したので、引き続き経過を見ながら進めていく方法しかないのかなと思う。

委員長:また次回、状況等を見ながら開会ということのご意見だと思う。他に意見は無いか。 加来委員。

加来委員:今日組合組織の方から話を聞いたので、そこで執行側の話と整合性を確認していかな

ければならない。一度また執行側と経緯も含めて、呼んで話を聞くべきだと思う。

- 委員長:整合性、今日の組合役員の意見を伺って、それらについて執行側と再度確認をすべきとのお話だと思う。それらも含めて若干時間が必要だと思う。他に考え方あるか。鈴木委員。
- 鈴木委員:大体もう話は分かってきて、中々硬直化していくのかなと思いながら、我々は加来委員が言われたように整合性を取っていかなければならない。その中で今日一番の問題点というのは、不当労働行為の関係というのは大きい。先ほども色々と確認したりとか、聞いてみたりしたが、これはもうハラスメント事案。パワハラ事案になってしまうので、こういう認識不足というのが、色々問題点が起きてしまうのかなと思うので、これは次間違いなく確認しなければならない事案なので、この不当労働行為というか、個人を呼び出して、先ほども1時間ぐらいやったとかいう話を聞いたが、それは立場が違えば完全にパワハラになってしまう世の中だから、そういうところの認識問題も含めて、ちょっとこの辺は。給与問題はもうあと、組合側とやってほしいと言いたいところも多少無い訳ではないが、こういう部分が見逃せない部分なのかなというところで。あと色々問題点はあるがこれが一番厳しい問題になってくるかなと。これはあり得ないはず、社長が問題点を組合に通さずに、直接一人の人間を呼び出してやっているというような話だから、これはあり得ないと思っている。これは組合側にどういうふうな謝罪が有ったかどうかも知らないが、その認識としても確認しなければならない。強い、憂慮する大きな問題だと思うので、次回やりたい。
- 委員長:今3名からの意見を出していただいた。結論としては、まだ今後継続して委員会を開会していかなければならない。開会の条件としてはこういうことも必要だということを承ったと理解している。これは直接関係あるか分からないが、約1か月後に町長選挙がある。選挙になるかどうか分からないが、それらを踏まえて開会については委員長、副委員長に任せていただいて、通知をさせていただくということで、この先もこの特別委員会については継続開催していくということでよろしいか。

(「よろしい」との声あり。)

- 委員長:そのようにするということで、開会等については副委員長並びに事務局とも協議しなが ら決めさせていただいて通知させていただく。他にこの委員会に対して意見は有るか。 (「なし」との声あり。)
- 委員長:それでは、年明けのお忙しい中、また組合の役員の方の出席を頂いて本日の特別委員会 の議事日程を予定通り終了することができた。今後についてもそれぞれの相反するというか、本来は共に手を取り合って進めていただきたい町執行側と組合との関係について、 多少不安な部分を感じたところもあるが、我々としては円満な方向に進むことを願いながら、これからもこの委員会を開催しながら方向性を見出していきたいと考えている。 本日の会議は以上をもって終わらせていただく。